

有効期間 10 年のパスポートの発給を申請できる年齢の引下げ

●令和 4 年 4 月 1 日から、有効期間 10 年のパスポートの発給等を申請できる年齢が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられます。

●また、パスポートの発給等の申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢も 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられます。

1 日本の民法改正により、2022 年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることに伴い、旅券法の一部改正が行われ、本年 4 月 1 日以降、有効期間が 10 年のパスポートを申請できる年齢が現行の 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられます。

2 また、成年年齢の引き下げに伴い、パスポートの発給等の申請にあたり、親権者の同意が不要になる年齢も 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられます。

3 本改正に伴い、一般旅券発給申請書のダウンロード版については、本年 4 月 1 日以降は 10 年旅券の申請を希望する 18 歳以上の方が申請可能となります。また、4 月 1 日を待たずにあらかじめ申請書を準備できるよう、3 月 1 日～3 月 31 日の間は、特別に、4 月 1 日の時点で 18 歳以上となる方を対象に 4 月 1 日以降に申請するためのダウンロードする選択肢が設けられる予定です。